

Ⅱ 2003年（第11次）漁業センサスの概要

1 我が国水産業をめぐる動きと2003年（第11次）漁業センサスの役割

我が国水産業は、国連海洋法条約や日韓・日中の漁業協定の発効による本格的な200海里体制への移行により資源管理への基盤が整う一方、周辺水域の水産資源量の減少等による漁業生産の減少、担い手の減少・高齢化等厳しい状況に置かれている。

このような状況の下、農林水産省では、平成14年3月に「水産基本計画」を策定し、①水産物の安定供給の確保、②水産業の健全な発展、③団体の再編整備に関する施策を展開していくこととしており、具体的には、①水産資源の適切な保存管理、②効率的かつ安定的な漁業経営の育成と人材の育成・確保、③水産加工業及び水産流通業の健全な発達、④漁村の総合的な振興、⑤多面的機能に関する施策の充実等の各般の施策を講じていくこととしている。

2003年（第11次）漁業センサスは、こうした我が国漁業及び水産行政の現状を踏まえつつ、①漁業の基本的な生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の企画・立案等の基礎資料を作成し、提供することを目標とし、また、②漁業に関する小地域統計を作成し、地域における統計利用を促進する、③各種水産統計調査を効率的に実施するための母集団を整備することを基本的な役割として実施した。

2 2003年（第11次）漁業センサスにおける主な視点

2003年（第11次）漁業センサスにおいては、上記1で示した目的を的確かつ効率的に果たすことを基本としながら、新たな水産行政に対応するため、次のような視点から調査を実施した。

（1） 漁業管理組織調査及び漁業経営体の動向把握に関する調査内容を拡充し、その実態を明らかにする

（ア）資源管理に関する取組等が強化されていることから、漁業管理組織、養殖場の管理状況等の実態を明らかにする。

（イ）漁業における女性の割合が高くなっていること等から、陸上作業に従事する女性の割合や、女性参画のための条件整備等（女性・高齢者に配慮した漁港環境の整備等）の実態を明らかにする。

（2） 漁業生産の基盤となる漁業地域の実態を総合的に明らかにする

漁業生産の基盤となる海面及び内水面における漁業地域について、生活環境、都市との交流施設等の整備状況等の実態を明らかにする

（3） 水産物の生産から流通・加工、消費に至るまでの実態を体系的に明らかにする

水産物の生産から流通・加工、消費に至るまでの実態をより詳細に明らかにする観点から、流通の面では「漁獲物や水産加工品の出荷先」の実態を新たに把握し、加工の面では、漁港周辺に立地する工場に加え、内陸部の冷凍・冷蔵工場、水産加工工場についてもその実態を明らかにする。

3 2003年（第11次）漁業センサスの主な改正点

（1） 調査項目の充実等

- （ア） 資源管理の状況を明らかにするため、養殖施設の稼働状況、遊漁が行われている場所の有無、遊漁者の受け入れ態勢等を把握する項目を設定。
- （イ） 水産物の生産から流通・消費に至る実態を明らかにするため、漁業経営体における漁獲物の出荷先、冷凍・冷蔵、水産加工場における原料の仕入れ先、製品の出荷先等を把握する項目を設定。
- （ウ） 水産加工業及び魚市場における安全・品質確保の取組を把握するため、衛生管理施設への投資金額、廃棄物等の再生利用についての取組等を把握する項目を設定。
- （エ） 女性の労働状況や漁業関連産業における就業状況を把握するため、漁業経営体における漁業の海上/陸上作業に従事した人が最も多かった時期の人数、冷凍・冷蔵、水産加工場等における従業員数等を男女別に把握する項目を設定。
- （オ） 漁業就業者及び漁船の乗組員における外国人の実態を把握するため、漁船の外国人乗組員を把握する項目を設定。
- （カ） 水産業・漁村の有する多面的機能や漁村の生活環境の実態を把握するため、漁業体験・漁村体験の実施主体や開催回数、合成洗剤不使用の取組等を把握する項目を設定。
- （キ） 内水面漁業の今後の担い手を把握するため、自営漁業の後継者の有無及び養殖施設稼働割合を新たに把握した。
- （ク） 従前の漁業地区概況調査について、一部の項目を国勢調査とのデータリンケージを行うことや行政記録の活用を図る観点等から調査体系上の位置付けと調査内容の見直しを行い、漁業地区・漁業集落の多面的機能や生活環境を調査するための海面漁業地域調査に改めた。

また、内水面漁業調査において、従前の内水面漁業協同組合調査を廃止し、内水面漁業地域調査を実施した。

内水面漁業地域調査では、多面的機能や生活環境の実態を把握するため、植樹活動及び魚付き林の造成の有無、河川・湖沼の清掃活動に参加した成人の男女割合、遊漁の状況、活性化の取組及び内水面漁業集落の生活環境等を把握した。

（2） 調査範囲の変更

従前の「冷凍・冷蔵工場調査」及び「水産加工場調査」を統合し、新たに「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」として調査範囲を沿海市区町村から全国の市区町村（沿海及び非沿海）に変更した。

4 調査の体系

調 査 の 種 類		調 査 の 対 象	調 査 の 系 統	調 査 期 日	調 査 方 法	根 拠 法 令
海 面 漁 業 調 査	漁 業 経 営 体 調 査	海面に沿う市区町村及び 漁業法第86条1項規定に より農林水産大臣が指定 した市区町村(滋賀県東 浅井郡虎姫町を除く。) の区域内にある海面漁業 営体、漁業従事者世帯並 びにこれらの市区町村の 区域外にある海面漁業経 営体であって農林水産大 臣が必要と認めるもの	農 林 水 産 省 都 道 府 県 市 区 町 村 調 査 員	平成15年 11月1日 現 在	調査員が調査客体か らの面接聞き取り調 査 (一部項目(会社、官 公庁、学校、試験場 については全部)自 計申告)	統計法(昭和22 年法律第18 号)、統計法施 行令(昭和22年 政令第130号) 及び漁業センサ ス規則(昭和38 年農林省令第39 号)に基づいて 行った。
	漁 業 従 事 者 世 帯 調 査					
	漁 業 管 理 組 織 調 査		農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー		統計・情報センター 職員が調査客体から の面接聞き取り調査	
	海 面 漁 業 地 域 調 査	農林水産大臣が定める漁 業地区	統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー			
内 水 面 漁 業 調 査	内 水 面 漁 業 経 営 体 調 査	農林水産大臣の指定する 湖沼の漁業経営体及び養 殖業経営体	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー (調査員)		調査員又は統計・情 報センター職員が調 査客体からの面接聞 き取り調査 (一部自計申告)	
	内 水 面 漁 業 地 域 調 査	農林水産大臣の指定する 内水面漁業地域	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー		統計・情報センター 職員が調査客体から の面接聞き取り調査	
流 通 加 工 調 査	水 産 物 流 通 機 関 調 査	魚市場、水産物卸売業者 及び水産物買受人	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー (調 査 員)		調査員又は統計・情 報センター職員によ る調査客体に調査票 を配布、回収 (自計申告調査)	
	冷凍・冷蔵、水産加工 場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産 加工場				

5 調査の定義及び約束事項

(1) 海面漁業調査

過去 1 年間	平成14年11月 1 日～平成15年10月31日の期間
漁業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去 1 年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去 1 年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去 1 年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去 1 年間に主として営んだ漁業種類（販売金額 1 位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去 1 年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力船 1 トン未満から動力船3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。 なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて 1 トン未満階層とした。 また、動力船の合計トン数には、専用船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含んでいない。
漁獲金額	過去 1 年間の漁獲物の販売金額である。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業制度	
大臣許可漁業	漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業（「指定漁業」と称されている。）で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業（法定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
大臣承認漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。
漁業権漁業	都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含

自由漁業 その他の	まれる。 海面で自由に営むことのできる漁業をいう。 上記以外で以下の漁業をいう。 (ア)官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業 (イ)海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (ウ)農林水産大臣に届け出を行って営む漁業
漁業種類	(ア)「主とする漁業種類」 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 (イ)「営んだ漁業」 漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。
主機関の馬力数	p s ・ ・ ・ 漁船法により平成13年度までに都道府県に登録された漁船に搭載されている主機関（推進機関）の馬力数をいう。 k w ・ ・ ・ 漁船法により平成14年度以降に新たに主機関（推進機関）を搭載し、都道府県に登録された（されている）漁船の馬力数をいう。
活魚販売	貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。
経営組織 個人経営体 団体経営体	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 個人で漁業を自営する経営体をいう。 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校 ・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
漁業従事者世帯	過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁

	業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
最盛期の海上作業従事者数	各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業のみ最多従事者数	過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。
経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
経営主の就業状態	
自営漁業のみ	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自営漁業が主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。
自営漁業が従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業世帯	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

漁業就業者	漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力及び10T未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業就業者	沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。
外国人乗組員	漁業経営体と雇用契約を結んで漁船に乗り組んでいる外国人（海外基地での乗下船又は技能実習制度による外国人を含む）をいう。
継続経営体数	第10次漁業センサス及び2003年（第11次）漁業センサスの海面漁業調査客体名簿（第10次漁業センサスにおいては、海面漁業基本調査客体名簿）を照合して、同一漁業地区内で世帯主氏名、事業所名又は代表者名が一致（世帯主氏名等が世代交代等により不一致であっても実質的に経営が継続しているものを含む。）し、かつ経営組織が一致した経営体をいう。
新規着業経営体	2003年（第11次）漁業センサスの経営体であって、継続経営体以外の経営体をいう。
休廃業経営体	第10次漁業センサスの漁業経営体であって、2003年（第11次）漁業センサスの漁業経営体（継続経営体）にならなかった経営体。

（２） 漁業管理組織調査

漁業管理組織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となつて、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となつて、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となつて漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となつて、漁業管理を実施しているものをいう。
その他の団体の組織	上記以外のものをいう。
漁業管理	
漁業資源の管理	資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理を行うものをいう。
漁場の管理	漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等

漁獲の管理	の管理を行うものをいう。
漁業管理組織の範囲	漁期、漁具、操業水域等の規制、漁獲サイズ等の規制の管理を行うものをいう。 漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。

(3) 海面漁業地域調査

漁業地区	漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
遊漁案内業者	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。
遊漁者	レクリエーションを目的として、海面において水産動植物を採捕する者のうち、遊漁案内業者を利用した者をいう。
漁港	漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）に基づく漁港をいう。
第1種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
第2種漁港	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの。
第3種漁港	その利用範囲が全国的なもの。
第4種漁港	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。
港湾	港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）に基づく港湾。

(4) 内水面漁業経営体調査

過去1年間 内水面漁業	平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体 湖沼漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。 過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。
内水面養殖業経営	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売

体	を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営体階層	内水面漁業経営体が「過去１年間に主として営んだ養殖種類」又は「過去１年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去１年間に主として営んだ養殖種類（販売金額１位の養殖種類により決定した経営体階層。 魚類養殖、その他の養殖 (イ) 過去１年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力船１トン未満から動力船５トン以上の階層までの８経営体階層を決定した。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
協同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
養殖方法	
池中養殖	養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的がなくなり、養殖を目的として使用している場合は、池中養殖とした。
止水式	止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること。）によって養殖を行うものをいう。 溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものも含めた。
流水式	常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	一度養殖に使用した水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
ため池養殖	かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利

網いけす養殖	用して、養殖を行うものをいう。 湖沼、池、河川等の広い水面の一部に、竹束、ドラム缶、木樽等を浮きとし、竹、ビニール、鋼管等で形を整えた網いけすを、杭、錨、土俵等により固定して、その中で魚類等を養殖するものをいう。
経営体の専業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
内水面養殖業従事者	過去1年間に内水面養殖業経営体が養殖作業に従事した日の中で、特定の作業を行うために臨時的に従事者が増えたような時でなく、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
湖沼漁業従事者	過去1年間に湖沼漁業経営体が湖上作業に従事した日の中で、特定の作業を行うために臨時的に従事者が増えたような時でなく、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
自営漁業の後継者	過去1年間に自営漁業に従事した人のうち、将来自営している漁業の経営主になる予定の人をいう。
使用漁船	過去1年間に湖沼において、漁業又は養殖業に直接使用したすべての船をいう。ただし、遊漁のみに使用した船は除く。 本報告書では湖沼漁業経営体の自己所有、借り入れに問わず調査日現在、当該経営体が管理運営している漁船（保有漁船）を対象とした。

（5）内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。
堰堤	水流をせき止めたり、調節したりするために、河川の途中や湖沼の出入口に設けられた仕切をいう。貯水、利水、発電、砂防等を目的とする堤高15m以上のダムであっても漁業権水面に隣接している場合は含む。
魚道	河川にダムや堰堤を築造する際、魚類の通路としてその一部に付随して設ける水路をいう。
魚礁・魚巢ブロック	河川・湖沼に自然石やコンクリートブロック等を人為的に投入し、あるいは設置された水産動植物の生息場をいう。

産 卵 場	水産動植物の産卵を行う場所として、禁漁区の設定、水性植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置及び堆積物の除去等を行っている区画をいう。
植 樹 活 動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
魚付き林の造成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた林を造成することをいう。

(6) 流通加工調査

魚 市 場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。 なお、中央卸売市場については一部の調査項目を除いて調査しており、本書に記載した統計表(238ページの1を除く。)は全て中央卸売市場を除いた結果である。
水産物卸売業者	魚市場において、過去1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。 なお、中央卸売市場に属する水産物卸売業者は調査していない。
水産物買受人	当該市場において、過去1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人(売買参加人を含める。)をいう。 なお、中央卸売市場に属する水産物買受人は調査していない。
衛生管理施設	HACCP、一般衛生管理等により食品の品質・衛生管理の向上を図ることを目的として整備されたものをいう。
魚 類 等 の 残 滓	選別・処理の段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻及び養殖のへい死魚をいう。
取引後の電算処理	電算処理とは、取引の結果が電算機(パソコンを含む。)により処理されている場合をいう。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5KW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、沿海市区町村以外の市区町村(以下、「非沿海市区町村」という。)に所在する全ての事業所も含む。
従 業 者 常 雇	特に雇用期間を定めていないが、雇用契約期間が1年以上の雇用者をいう。
臨時雇・日雇	臨時雇とは、雇用契約期間が1ヶ月以上、1年未満の雇用者をいい、日雇とは、雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者をいう。

水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。 なお、非沿海市区町村に所在する全ての事業所も含む。
-------	--

6 数値及び記号の表示

(1) 数値

本統計書の数値は確定値であり、「2003年（第11次）漁業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なることがある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」 事実のないもの

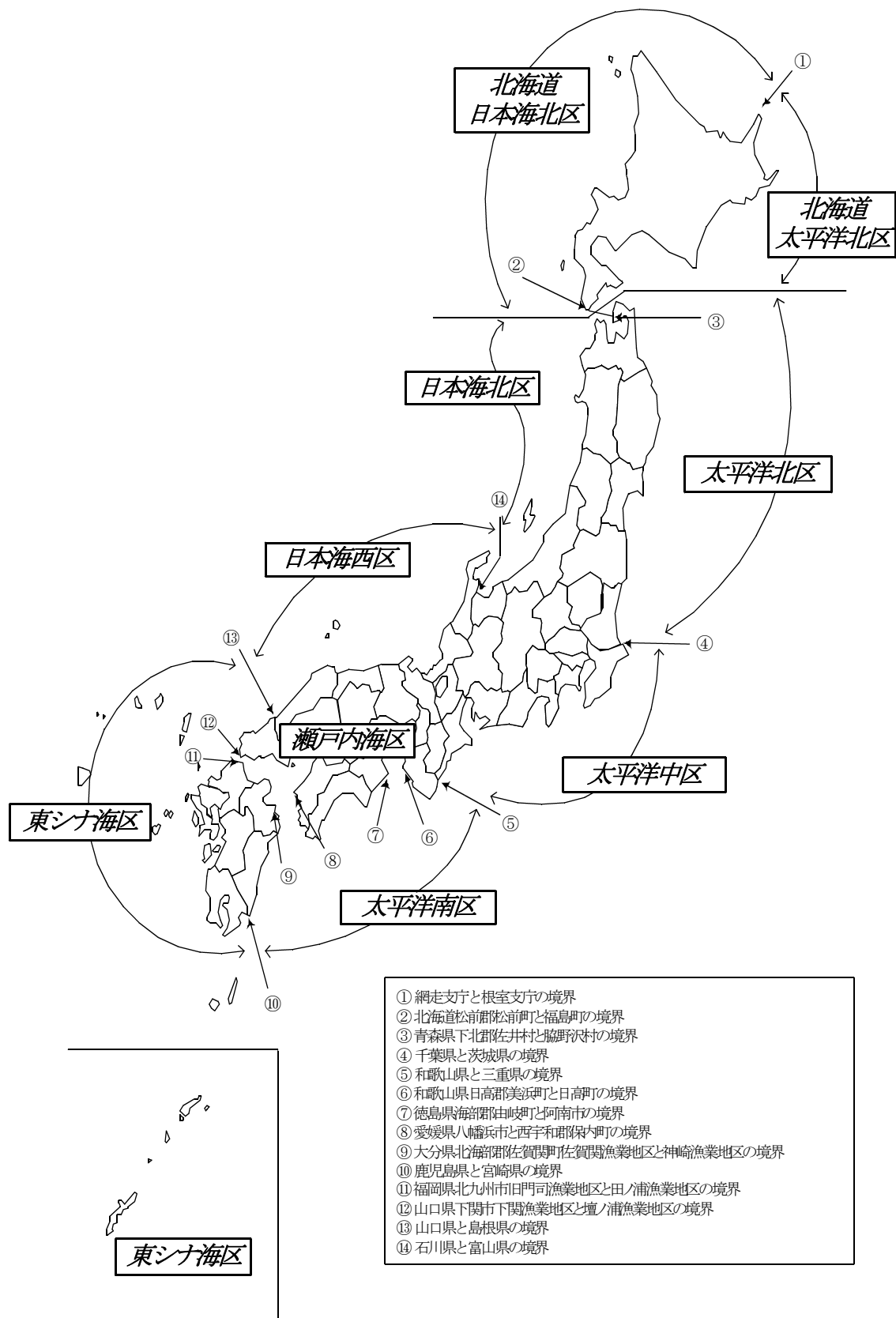
「…」 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

「△」 負数又は減少したもの

7 大海区区分図

統計表に表章した海区の範囲は、下図のとおりである。



8 報告書等の刊行一覧

2003年（第11次）漁業センサスに関する報告書等は以下のとおりである。

各報告書等の記載内容等の詳細については、《2003年（第11次）漁業センサス報告書一覧》を参照されたい。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井）

第2分冊 関東・東海・近畿

（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山）

第3分冊 中 国 ・ 四 国

（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

第4分冊 九 州 ・ 沖 縄

（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

別冊1 2003年（第11次）漁業センサス総括編

別冊2 THE 2003(11TH) FISHERY CENSUS OF JAPAN（英文統計）

海面漁業に関する電子統計書（電子媒体）

内水面漁業に関する電子統計書（電子媒体）

9 2003年（第11次）漁業センサスに関する問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線2789、2791、2792

03-3501-1013（直 通）